

輸出申告書 (C-5010)

＜記入上の一般的事項＞

- (1) 申告書の記載は、全て黒色のタイプ又はインクによることとし、記載する文字は和文又は英文とする。税関における各種の書き込みは、黒又は赤インクで行いゴム印の押なつは、全て赤色による。
- (2) 記載した事項の訂正は、2本の線で消し込み、その上方に訂正事項を記載する。
- (3) 1申告書に記載できる品目の範囲は、申告書上段の各項目に記載すべき事項が共通しており、かつ、原則として1仕入書に記載されている品目の範囲とする。
- なお、品名欄が不足するときは、「輸出申告書(つづき)」(C-5010-2)を使用する。
- (4) 1申告に係る貨物につき、1品目(関税法基本通達67-2-13(1)(輸出統計品目表の分類の特例扱い)に規定する品目をいう。以下この項において同じ。)の価格が20万円以下の貨物が2以上ある場合において、関税法基本通達67-2-13(1)の規定によりその全部又は一部の品目を申告書の1欄に取りまとめて申告するときは、申告書の記載は、次による。
- イ 品名欄には、代表的な品目の品名に「等」を付して記載する。
- ロ 統計品目番号欄には、×印を記載する。
- ハ 単位及び数量欄には、記載しない。
- (5) 1申告に係る貨物につき、外国貿易等に関する統計基本通達(昭和59年10月17日蔵関第1048号。以下「統計基本通達」という。)6-2に規定する再輸出品に該当する品目が2以上ある場合において、関税法基本通達67-2-13(2)の規定によりその全部又は一部の品目を申告書の1欄に取りまとめて申告するときは、申告書の記載は、次による。
- イ 品名欄には、代表的な品目の品名に「等」を付して記載する。
- ロ 統計品目番号欄には、代表的な品目に係る輸出統計品目番号(9桁の数字符号)の末尾に統計基本通達25-8(再輸出入品識別符号)に定められた識別符号「Y」を付して記載する。
- (6) 統計基本通達21-2(普通貿易統計上除外貨物)に掲げる貨物(統計基本通達21-2(14)に掲げる金貨及び貨幣用金を除く。)に係る申告書には、「統計品目番号」欄に×印を記入する。
- この場合において、関税法基本通達67-2-1(輸出少額貨物の簡易通関扱い)の適用を受けない貨物に係る申告書については、「輸出統計品目表」の番号(関税法基本通達67-2-11(外国の見本市等に出品する貨物の一括輸出手続)の規定により一括申告を認めた場合は代表品目の番号)を()書きで記載する。
- (7) 申告書の全欄が上記(4)又は(6)に該当するものについては、統計符号欄の記載を要しない。

＜申告書上段の記載要領＞

申告が積戻しに該当する場合は、「輸出申告書」の文字を「積戻し申告書」と訂正する。

「仕向人住所氏名」の項には、原則として、輸出される貨物に係る仕入書に荷受人等として

記載されている者等の取引上の当事者の住所又は居所及び氏名又は名称を記載する。ただし、当該貨物を実際に受け取る者が仕入書に荷受人等として記載されている者と異なる場合であつて、当該者が判明している場合には、実際に貨物を受け取る者の住所又は居所及び氏名又は名称を記載するものとする。

「**申告年月日**」は、申告者が申告書を税関に提出する日を記載し、書類不備等の理由により税関において申告書を返還したときは、当該申告書を補正後改めて提出する日とする。

「**積込港**」欄には、当該申告に係る貨物の積込みがなされる港名又は空港名を記載する。郵便物に係る輸出申告書については、当該欄の記載を要しない。

「**積載船（機）名**」の項には、輸出貨物が船舶に積み込まれる場合はその船舶の名称を、航空機に積み込まれる場合は当該航空機の所属会社名及び Air Waybill の番号（例えば、J. A. L. 5000111）を記載する。

郵便物に係る輸出申告書については、当該欄の記載を要しない。

「**出港予定年月日**」欄には、当該申告に係る貨物を積み込む船舶又は航空機が出港を予定している年月日を記載する。

郵便物に係る輸出申告書については、当該欄の記載を要しない。

「**仕向地**」の項には、輸出貨物がその取引において、最終的に仕向けられる場所を記載する。

本船扱 **ふ中扱** 欄には、本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた場合に限り、いずれか該当する方に×印を記入する。

「**蔵置場所**」の項には、現に輸出貨物を蔵置している場所又は輸出の許可を受けるために輸出貨物を搬入する予定の場所を記載する。なお、保税地域以外の場所（自社施設等）において特定輸出申告、特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告を行い、輸出の許可を受けた後に保税地域を経由して積込港へ運送される場合には、関税法基本通達 67 の 3-1-9(2)の規定により、当該保税地域を付記する。

「**申告番号**」欄には、申告者別整理番号、申告月符号を記載する。また、申告書の添付書類の全葉についても、当該申告書の申告者別整理番号をその下端欄外右側余白部分に記載する。

申告者別整理番号は、次により取り扱う。

(1) 申告者別整理番号は、申告者コード番号と申告番号及び申告月符号を順次横線で結んだものとする。

〈申告者別整理番号の例〉 001-0017- (H)

(2) 申告者コード番号は3けたとし、税関において設定して、あらかじめ申告者に割り当てる。

なお、申告者コード番号 999 番は、通関業者以外の者で、年間の申告件数が少なく、特定のコード番号を必要としない申告者用とし、通関業者以外の者に対しては、申告書提出の際に申告者コード番号及び申告番号を申告書類に記載するよう指導するものとする。

(3) 申告番号は4けたとし、申告者別に毎年 0001 から始める。

なお、同一年内において申告番号が 9999 になつた場合には、再び 0001 から始める。

(4) 申告月符号は、次により記載する。

1月－(A)、2月－(B)、3月－(C)、4月－(D)、5月－(E)、6月－(F)、
7月－(G)、8月－(H)、9月－(J)、10月－(K)、11月－(L)、12月－(M)

「積込港符号」、「船（機）籍符号」、「貿易形態別符号」、「仕向国（地）符号」及び「輸出者符号」の各欄には、統計基本通達25-1（積込港符号又は（取）卸港符号）から同25-6（輸出入者符号）までに定めるそれぞれのコード番号を記載する。

「調査用符号」欄には、別途指示があつた場合にのみその指示に基づく符号を記載する。

＜申告書中段の記載要領＞

「品名」欄には、「輸出統計品目表」の分類にそつて詳細に記載する。

「統計品目番号」欄の白抜き部分には、「輸出統計品目表」に定める9桁の数字符号を記載する。

なお、申告貨物が再輸出品の場合には、9桁の数字符号の末尾に統計基本通達25-8（再輸出入品識別符号）に定められた識別符号「Y」を記載する。また、＜記入上の一般的な事項＞(4)から(7)までの規定に留意する。

「単位」欄には、「輸出統計品目表」に定める単位を記載する。

「数量」欄の記載方法

- (1) 「輸出統計品目表」に定める当該品目の統計計上単位以上の数字を白抜き部分に、統計計上単位未満の数字を右側色刷部分にそれぞれ記載する。
- (2) 数量が統計計上単位未満の場合は白抜き部分に0を記載する。
- (3) 「輸出統計品目表」に定める単位が二単位の品目については、第1単位数量を上位に、第2単位数量を下位に上記の要領で記載する。
- (4) 輸出貨物が戻税該当品目等のため、「輸出統計品目表」に定める単位以外の単位による数量を記載する必要がある場合には、その「単位」及び「数量」を当該各欄下部の色刷部分に記載する。

「申告価格(F.O.B.)」欄には、輸出貨物のF.O.B.価格を円建てで記載する。当該価格のうち統計計上単位(1,000円)以上の金額は白抜き部分に、統計計上単位未満の金額は右側の色刷部分にそれぞれ記載する。また、当該貨物（申告価格が100万円以下のものを除く。）の決済がF.O.B.建以外の建値によるものは、その建値（C.I.F.又はC&F等の表示）及び決済金額（取引の基準通貨による金額とする。）を申告価格欄最下部（第3欄）の色刷部分にアンダーラインを付して記載する。この場合において、二葉以上の申告書（つづき）が使用されるときは、最終の申告書に記載する。

ドル建、ポンド建等の外貨により取引されるもので、税関において事務処理上必要がある場合は、各欄下部の色刷部分に外貨建F.O.B.価格をかつて記載する。

（注）「数量」及び「申告価格(F.O.B.)」の欄の統計計上単位以上と未満を区分する縦線（白抜き部分と色刷部分を区分する縦線）の上に、当該数量又は金額を示す数字を記載しないよう指導する。

＜申告書下段の記載要領＞

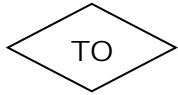
「個数、記号、番号」の欄の記載方法

下記「個数」、「記号」及び「番号」の事項の記載に当たっては、申告書中段の各品目に共通する事項は一括して、また、各品目ごとに異なる事項は、品名欄の番号を記入の上、各品目ごとに記載する。

なお、品目ごとに記載を要する場合で、欄が狭いためこの欄に記載することが困難なときは、申告書中段の各品名欄に個別に記載するか又は別紙に記載のうえ添付することとして差し支えない。

(記載例)

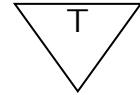
(イ) 150Cases



NEW YORK

C#1-150

(ロ) 200Cartons



MADE IN JAPAN

C/T NO 100 - 299

- (1) 「個数」は、包装の個数及びその包装又は容器の種類を記載し、貨物がばら積みで包装されていないものである場合には、「ばら」又は「in bulk」と記載する。
- (2) 「記号」及び「番号」は、包装又は容器に表示してある記号及び番号を記載する。
郵便物に係る輸出申告書については、当該郵便物の種別及び郵便物番号を記載する。
- (3) 「輸出貨物がコンテナー詰めされて輸出される貨物である場合」には、「コンテナー詰めする貨物であること」及び「コンテナー詰めする場所」を、また、「輸出貨物がコンテナー詰めされた状態で輸出申告される貨物である場合」には、「そのコンテナーの番号」を記載する。

「外国為替及び外国貿易法」及び「輸出貿易管理令」関係の欄の記載方法

- (1) 「**外国為替及び外国貿易法第48条第1項に基づく輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の　　項**」の欄は、当該輸出が輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第1条第1項（別表第1の16項に掲げる貨物を除く。）に該当する場合には、輸出の許可の要否にかかわらず、「該当」の枠内に×印を記入するとともに、「別表第1の　　項」の欄に該当する同令別表第1の項の番号を記載する。
また、当該輸出が同令第1条第1項に該当しない場合には、「非該当」の枠内に×印を記入する。
- (2) 「**輸出貿易管理令第2条第1項第　　号**」の欄は、当該輸出が同令第2条第1項のいずれかの号に該当する場合には、輸出の承認の要否にかかわらず、「該当」の枠内に×印を記入するとともに、「第2条第1項第　　号」の欄に該当する号の番号を記入する。なお、当該輸出が同令第2条第1項第1号に該当し、輸出の承認を必要とするものである場合には、同令別表第2の該当する項の番号を「別表第2の　　項」の欄に記入する。

また、当該輸出が同令第2条第1項のいずれの号にも該当しない場合には、「非該当」の枠内に×印を記入する。

- (3) 「**輸出貿易管理令第4条第 項第 号の**」の欄は、当該輸出が上記(1)又は(2)のいずれかに該当するが、同令第4条（第1項第3号又は第4号に該当する場合は除く。）の規定に基づき輸出の許可又は承認を要しない場合に、「該当」の枠内に×を記入するとともに、同令第4条の該当する項及び号の番号等を記載する。

(記載例)	(該当)
輸出貿易管理令第4条	<input checked="" type="checkbox"/>
第1項第1号の	
別表第 の 項 (号)	

- (4) 「**輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の 項又は第1条第3項**」の欄は、当該輸出が同令第1条第1項（別表第1の16項に掲げる貨物に限る。）又は第3項に該当し、かつ、同令第4条第1項第3号のイからニまで若しくは第4号のイからニまで又は同令第2項第3号イ若しくはロのいずれかの規定に該当して輸出の許可を必要とするものである場合には、「許可要」の枠内に×印を記入する。当該輸出が同令第1条第1項に該当する場合において、同令第1条第1項別表第1の16項中欄(1)に係るものであるときは「輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の 項」の欄に項の番号として16(1)を、同別表第1の16項中欄(2)に係るものであるときは16(2)を記載する。なお、同令第1条第3項に該当する場合には当該部分の項の番号の記載は要しない。

また、同令第1条第1項別表第1の16項に該当せず輸出の許可を要しない場合、又は、同令第1条第1項別表第1の16項に該当するが同令第4条第1項第3号若しくは第4号又は同令第2項に該当し、輸出の許可を要しない場合には、「許可不要」の枠内に×印を記入するとともに、「輸出貿易管理令第1条第1項別表第1の 項」の欄に項の番号として16を記載する。

- (5) 品名欄を2欄以上使用する場合であって、上記(1)から(4)までの二以上に該当する場合には、該当する(1)から(3)まで及び(4)の「該当」及び「許可要」の枠内にそれぞれ×印を記入する。この場合において、上記(1)から(3)までのそれぞれに二以上の該当品目がある場合には、該当する項又は号の番号等をそれぞれの欄の空白部に（ ）書する。

(記載例)

「外国為替及び外国貿易法」及び 「輸出貿易管理令」関係		
外国為替及び外国貿易法 第48条第1項に基づく 輸出貿易管理令第1条第1 項別表第1の(2)(3)項	(該当) <input checked="" type="checkbox"/> (4)	(非該当) <input type="checkbox"/>
輸出貿易管理令 第2条第1項第2号 別表第2の(14)(15)項	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
輸出貿易管理令第4条 第(1)(2)項第(1)(2)号の(イ) 別表第(5)の(1)項(号)	<input checked="" type="checkbox"/>	
輸出貿易管理令 第1条第1項別表第1の16項 又は第1条第3項	<input type="checkbox"/>	(許可要) <input checked="" type="checkbox"/> (許可不要)
輸出許可証又は輸出承認証の番号		

(6) 「**輸出許可証又は輸出承認証の番号**」の欄は、同令の規定に基づく輸出の許可番号又は承認番号を記載する。

なお、上記(1)から(3)までの取扱いによって、(1)から(2)までの「該当」の枠内に×印が記入されており、かつ、(3)の「該当」の枠内に×印が記入されておらず、許可又は承認が必要である場合及び(4)の取扱いによって「許可要」の枠内に×印が記入されている場合には、この欄に輸出の許可番号又は承認番号が記載されることとなる。

「保税運送」の欄の記載方法

- (1) 「**保税運送**」の欄は、申告者が輸出申告の際に併せて保税運送の承認を受けようとする場合に限り記載する。
- (2) 「**区分**」の欄は、該当する運送方法を（ ）で囲み、「**期間**」の欄は、その運送に必要と思われる運送期間を記載する。
- (3) 「**区分**」の欄及び「**期間**」の欄の記載内容について審査の上、税関がその運送を承認したときは、「**承認**」の枠内にレ点を付する。

申告書 枚 欄 の欄は、申告書（申告書（つづき）を含む。）の枚数（申告書（つづき）を使用していない場合は、1枚）及び品名欄の使用欄数を記載する。

「添付書類」の欄の記載方法

- (1) 「**添付書類**」の欄は、輸出貿易管理令関係のものについては記載を要しない。
- (2) 輸出申告に必要な添付書類がある場合には、「**添付書類**」の欄中の添付書類名の下部余白に、当該添付書類を必要とする品目の品名欄の番号を記載するとともに、それぞれの「有」の枠内に×印を記入する。
- (3) 「**(法令名)**」の下部余白には、関税法第70条関係の許可、承認書等で輸出取引承認書以

外のものにかかる法令の名称（例えば、「植物防疫法」）を記載する。

- (4) 「**関税定率法、関税暫定措置法**」の欄は、関税定率法又は関税暫定措置法の規定に基づき輸出を条件に減免戻税を受ける場合に、当該法律の該当する条、項及び号の番号を記載する。
- (5) 「**内国消費税**」の欄は、内国消費税関係法規（消費税法を除く。）の規定に基づき輸出を条件に免税又は税の還付を受ける場合に、当該法律の名称（例えば、「酒税法」、「石油石炭税法」）を記載する。

その他の欄の記載方法

- (1) 「**許可年月日**」の欄及び「**積込年月日**」の欄は、輸出許可後又は船積確認後（関税定率法又は関税暫定措置法関係減免戻税貨物、内国消費税免税貨物、その他税關において取締上特に必要と認める貨物に限る。）それぞれ速やかに記入し整理する。
- (2) 「**通関士記名**」の欄は、当該輸出申告書について審査を行った通関士名を「通關士〇〇〇〇」と記載（又はゴム印）する。